

伊方町立三崎小学校いじめ防止基本方針

平成 25 年 12 月 1 日策定

平成 29 年 4 月 1 日一部改訂

平成 29 年 12 月 1 日一部改訂

令和 7 年 4 月 10 日一部改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本意識

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を築くことができた場合であっても、いじめとして学校いじめ対策組織へ情報提供する必要がある。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本方針として、以下の 5 点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力して、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が連携協力して、事後指導に当たる。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心掛け、児童に基礎・基本の定着を図る。また、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせるとともに、自尊感情を育むように努める。

道徳の時間には自他の命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

ア あいさつ運動

いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。

イ 発見の日

「よい子・がんばりっ子」を発見し、紹介して、認め合い・支え合う集団づくりを育成する。

ウ 家庭の日

家族の一員として、かかわりながら、お手伝いを推進する。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

ア 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・ 仲良し活動での縦割り班による異年齢交流の充実
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・ 児童が主体的に取り組める学習活動の充実

イ 人とかかわり方を身に付けさせるための（トレーニング）活動

集会活動等で（ソーシャルスキルトレーニングを行い、）自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、その中に認められる自分が存在することを感じることで、自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努める。

ウ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める指導方法を工夫する。

エ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互の交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動を推進する。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

ア 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

イ おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会や職員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働き掛けを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、学級担任やハート何でも相談員等による教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

エ 「学校生活に関するアンケート」を毎月 1 回、Q-U調査を年 2 回行い、児

童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。

5・6年生は、「ジブンミカタプログラム」を実施する。プログラムからのアドバイスも参考にしながら自己構築を図っていけるよう支援する。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をして、いじめ問題の解決に当たる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。

ウ 傍観者の立場にいる児童たちにも、いじめているのと同様であることを指導する。

エ 学校内だけでなく、各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。

オ いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

カ いじめ問題が解決しても、その後の様子を見守る。(3カ月以上)

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。(また、決して学校内だけで問題解決を図るようなことはしない。)

イ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況も考えられるため、年間を通じて相談窓口の利用について周知を図る。

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

ア 「生徒指導委員会」

月1回全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。

イ 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、養護教諭、当該学級担任、教務主任によるいじめ防止対策委員会を設置する。また、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場に応じた適切な処置をとるとともに管理職に報告する。また、状況によっては、緊急生徒指導委員会を開催し、関係機関とも連携を取りながら敏速な対応を行う。